

品川区立学校公開講座実施要綱

制定 平成 9 年 4 月 1 日 教育長決定
要綱第 4 号
改正 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 要綱第 3 0 号

(目 的)

第 1 条 区民の生涯学習やコミュニティ形成に寄与するため、学校教育に支障のない限り、区立学校の教育機能を開放し、学習機会を提供するため、公開講座を実施する。

(事業主体及び実施主体)

第 2 条 公開講座の事業主体は品川区教育委員会（以下「教育委員会」）とし、実施主体は区立学校（以下「実施校」という）とする。

(学習内容)

第 3 条 実施校の施設・設備等を勘案し、教職員の知識、経験、特技、趣味等を生かした内容で、実施校が計画し、教育委員会が他の社会教育事業と調整の上決定する。

(回数・時間)

第 4 条 1 講座あたり 1 回 2 時間、6 回を原則とする。

(開設場所)

第 5 条 実施校とする。

(講師)

第 6 条 原則として、実施校の教職員とする。ただし、講座の内容によっては、外部の講師を依頼することができる。

(対象)

第 7 条 16 歳以上の区民（区内在勤・在学者を含む）とする。ただし、実施校が必要と認める場合は、この限りではない。

(受講料)

第 8 条 無料とする。ただし、必要に応じて教材費等を徴収することができる。

(経費負担・役割分担等)

第 9 条 実施に当たっての経費負担および役割分担については、教育委員会と実施校が協議して定める。

(事業計画)

第 10 条 公開講座の実施を希望する区立学校は、実施計画書を作成し、教育委員会に提出する。

(実施校の決定)

第 11 条 教育委員会は、実施計画書により実施校を決定する。

(事業報告)

第 12 条 実施校は、講座終了後、教育委員会に事業報告書を提出する。

(事故等の処理)

第 13 条 事業実施に伴う事故等、管理上生じた問題に関する処理は教育委員会が行う。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。